

令和7年度 閲 覧 設 計 書

工 事 名	道路改築工事(阿久根高尾野道路0国債R7-11工区)
工 事 箇 所	出水市野田町上名地内
路 線 名	国道504号
工 期	325日間

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	土木建築課 道路建設第二係
-------	---------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 土木建築課

特記仕様書

工事名：道路改築工事（阿久根高尾野道路0国債R7-11工区）

路線名：国道504号

工事場所：出水市野田町上名地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- (1) 土木工事共通仕様書 (鹿児島県土木部・令和7年10月)
- (2) 土木工事施工管理基準 (鹿児島県土木部・令和7年10月)
- (3) 土木請負工事必携 (鹿児島県HP掲載内容・契約時点)
- (4) 工事関係書類の様式の統一化 (鹿児島県土木部長通知)
- (5) 道路事業の手引きなどの各主務課で発行したもの (鹿児島県土木部長)
- (6) その他関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第2条 施工条件明示

（阿久根高尾野道路安全推進協議会）

本工事は、地域高規格道路・阿久根高尾野道路の工事となるため、工事契約後に阿久根高尾野道路安全推進協議会へ入会すること。協議会では、関連工事との調整図るとともに、阿久根高尾野道路全体としての安全管理・地元対策に努めること。

（施工管理）

本工事は、工事現場における施工管理業務を（公財）鹿児島県建設技術センターに委託を行う予定である。

1. 施工管理担当技術者は、施工管理業務のみを実施するものであり、本工事における指示等の権限を有しない。ただし、一般的なものについて監督職員の指示により、現地を調査、確認し、その結果を監督職員に報告することとする。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	該当項目
基本事項	契約工期	・契約工期は、325日間 ・翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定	共通仕様書 11-7-1-17	○ ×
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事 〇〇日、〇月〇日まで	共通仕様書 11-7-1-26	11-77 ×
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-8	11-81 ○
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定 設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与	共通仕様書 11-7-1-14	11-73 × ×
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	— ○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・本工事（0国債）事業については、令和8年4月1日以降に請求することができる。 ・中間前払金を請求することができる。	契約書 第35条	— ○ ○
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	— ○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1 ○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5 ○
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	土木請負工事必携	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携	○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携	×
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70 ○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携	×
	法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31 ○
	中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上） ・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） (令和6年7月24日通知 参照)	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	○ 3-5 11-72 ×
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70 ○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71 ○
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算 ①工事全体で制約 ②現道上の工種で制約 ③積算しない	共通仕様書 11-7-1-13	11-72 × × ○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	該当項目
			頁	
基本事項	施工箇所点在	・施工箇所が点在する工事の積算方法 「○○地区、○○地区、○○地区」 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-20	11-75 ×
		・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72 ○
		・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71 ○
	地域外労働者確保 (地域外経費)	・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78 ×
		・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1)三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 加計呂麻島、与路島、請島の工事	特記事項	- ×
		・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2)上記(1)以外の離島の工事	特記事項	- ×
	国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79 ○
	電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69 ○
	県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69 ○
	下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70 ○
	快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71 ○
	三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74 ×
		・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74 ○
	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名：北薩地域振興局建設部土木建築課 緊急連絡先：0996-25-5289	特記事項	- ○
	不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69 ○
	環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31 ○
工程関係	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	- ×
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに、NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	- ×
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引き渡しを行う。	特記事項	- ×
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	- ×
	他工区との調整	・先行工事（R〇-〇工区）及び同時発注工工事（R〇-〇工区）があることから、工程調整を実施すること。	特記事項	- ×

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容		出典	該当項目
				頁	
用地 関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。		特記事項	－ ×
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。		特記事項	－ ×
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：		特記事項	－ ×
公害 関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。		特記事項	－ ×
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。		特記事項	－ ×
工事 関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）5,000m ³ 以上		試行要領	○
		・受注者希望型（土工）			
		・受注者希望型（作業土工（床掘））			○
		・受注者希望型（土工（1,000m ³ 未満））			
		・受注者希望型（小規模土工）			
		・受注者希望型（法面工）			
		・受注者希望型（舗装工）			○
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））			
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）			○
		・受注者希望型（地盤改良工）			
		・受注者希望型（河川浚渫工）			
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））			
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））			
		・受注者希望型（基礎工）			
		・受注者希望型（擁壁工）			○
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）			
コンクリート工		・コンクリートは、JIS A5308に規定するレディーミキストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。		特記事項	
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径
		18	8	4.5±1.5%	20
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
		張コンクリート・排水構造物工	—	高炉	
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径
		18	8	4.5±1.5%	40
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
		補強土壁基礎・重力式擁壁	—	高炉	
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径
		24	12	4.5±1.5%	20
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
		笠コンクリート・踏掛版	—	高炉	

施工条件明示（特記すべき事項）

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	該当項目			
		工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	頁				
建設副産物	①分別解体等の方法 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75 ○			
		①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	-			
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用					
		③基礎工事	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用					
		④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用					
		特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地				
再生資源の利用		資材名		規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-21	11-75 ○		
		再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲% 密粒再生					
		再生切込碎石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)	基礎材・路盤材				
建設発生土の利用	・路体盛土に使用する土は阿久根高尾野道路他工区工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	○		
建設副産物の搬出	①指定副産物 ②一般廃棄物	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75 ○		
		コンクリート	(株)ツカサ	阿久根市鶴川内尾城10607	4.4km				
		アスファルト	(株)西園機動建設 野田処理場	出水市野田町下名田神丸3230	7.1km				
		木くず							
		刈草・選定枝葉							
建設汚泥の再生利用	①処理概要 ②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75 ×		
		品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75		
		品質基準	コーン指数						
建設汚泥の搬出		生活環境保全上の基準	土壤環境基準（環境基本法）						
			特定有害物質の含有量基準（土壤汚染対策法）						
		廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離				
		○○処分場：○○時○○分～○○時○○分							
③その他	③その他 仮置き等必要条件	エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分				共通仕様書 11-7-1-21	11-75		

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典 頁	該当項目	
建設副産物	舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について			
	根株、伐採木等の利用 発生工事	保管場所：○○市○○町○○地内	共通仕様書 11-7-1-24	X	
	利用工事	・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。			
その他	関係機関との協議	・本工事は、近接工区の施工があるため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。	共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	○	
	施工体制点検業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。	共通仕様書 11-7-2-4	○	
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画	特記事項	○ ○ ○	
		①お盆			
		②年末年始			
	漁協権者との調整	③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）			
		・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。	特記事項	○	
		・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。	共通仕様書 1-1-1-18	×	
支給材料及び貸与品	現場発生品名			○	
	引渡場所				
				△	
	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。		共通仕様書 1-1-1-17	×	
部分使用	支給品名	規格	数量・単位	支給場所	
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとす ゞ (1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				
				△	